

中部及び東部処理区合流式下水道
雨天時放流水質調査業務委託

仕 様 書

熊本市上下水道局 維持管理部 水再生課

1 業務名

中部及び東部処理区合流式下水道雨天時放流水質調査業務委託

2 業務の目的

本業務は、下水道法第21条第1項及び下水道法施行令第12条第3項の規定により、雨天時における放流水の水質検査及び流量測定を行い、下水道法施行令第6条第2項に規定する放流水の水質の技術上の基準に対する適合状況を確認することを目的とする。

3 履行場所

熊本市西区蓮台寺五丁目地内外

4 履行期間

契約締結日から令和8年（2026年）3月31日まで

5 業務の内容

本業務は、「下水の水質の検定方法等に関する省令」（昭和三十七年厚生省・建設省令第一号）により実施する。実施においては「合流式下水道の雨天時放流水質基準についての水質検査マニュアル」（平成16年4月 国土交通省都市・地域整備局下水道部）に定める方法を参考にすること。ただし、当該マニュアル中の「2-4. 雨水の影響が大きい時」については、本業務では次の条件を満たした時とする。

- ・降雨により雨水吐口から放流が生じている時、若しくは浄化センターで降雨対応運転をしている時、又はその両方

調査は中部処理区及び東部処理区に対して1回ずつ行う。なお、業務の主体部分（調査報告書作成、水質分析及び濃度計量証明書発行）を第三者に再委託してはならない。

（1）水質検査

①採水地点

水質検査に供する放流水の採水地点は別紙のとおりである。なお、東部処理区の雨水吐口については、受託者にて長さ約2.5mの足場を準備すること。

②検体数

各採水地点における放流水の検体数は以下のとおりとする。雨天時における採水間隔は10～30分を基本とするが、降雨の状況に応じて、委託者と受託者が現場にて打合せを行い決定するものとする。晴天時における採水は、雨水滞水池等の貯留施設からの汚濁負荷量の調査のため、原則として調査対象降雨の直後の晴天日に実施する。

採水地点 処理区	雨天時			晴天時		合計
	雨水吐口	浄化センター放流口		浄化センター放流口		
		A系	B系	A系	B系	
中部	1 0 (0～1 0)※	1 4 (1 4～1 9)※	1 4 (1 4～1 9)※	—	2	4 0
東部	1 0 (0～1 0)※	1 4 (1 4～1 9)※	1 4 (1 4～1 9)※	2	—	4 0

※降雨の状況に応じて、（ ）内の範囲で検体数を変更する場合があるが、各処理区における検体数の合計は40検体とする。

③水質検査項目

- ・生物化学的酸素要求量（BOD）
- ・化学的酸素要求量（COD）
- ・浮遊物質（SS）

（２）流量測定

雨水吐口の放流量については、受託者にて採水地点に流量計を設置して流量測定を行うものとする。なお、流量計及びデータ処理用パソコンについては、委託者が受託者に無償で貸与する。

浄化センター放流口の放流量については、浄化センターの流量測定機器やポンプの揚水データ等を利用すること。

6 業務に関する事項

（１）実施計画

受託者は調査の実施にあたり、前年度の合流式下水道雨天時放流水質調査業務の結果を参考にするとともに、事前に作業方法や体制、安全管理、記録・報告等について十分な検討を加え、実施計画を策定すること。また、調査実施前に委託者と打合せを行い、実施計画の内容について了承を得ること。

（２）調査対象降雨の決定

受託者は調査対象降雨を決定し、事前に調査実施日時を連絡すること。調査対象となる降雨条件は、「独立降雨である１降雨の総降雨量が１０mm以上３０mm以下」に限定されることから、調査を実施して得られたデータが採用できないことも有り得るため、気象予報等の情報を十分収集したうえで調査対象降雨を決定すること。なお、降雨量については、原則として熊本地方気象台の雨量データを使用する。

（３）流量計の設置及び回収等

受託者は、委託者が貸与する流量計を調査実施前に雨水吐口へ設置し、調査終了後に回収を行う。

また、受託者は、流量計を雨水吐口へ設置してから回収するまでの期間、７日間に１回、流量計の巡回点検を実施し、流量計が設置された管渠の清掃等についてもあわせて行い、流量計の誤作動となる要因を排除すること。台風等により流量計の一時的な回収の必要があると考えられる場合は、受託者と委託者で打合せを行い、受託者が一時的な回収及び再設置を行うこと。流量計の取扱いについては説明書をよく読み、必要に応じ流量計の校正を行うこと。

7 提出書類

（１）契約締結後

- | | |
|------------------|-----|
| ・委託業務着手届 | 1 部 |
| ・職務分担表※ | 1 部 |
| ・現場責任者届 | 1 部 |
| ・その他委託者が必要と認めるもの | |

※職務分担表には、現場責任者、水質分析責任者等を記載すること。なお、水質分析責任者に関しては、環境計量士の資格を有する者を選任し、資格の写しを提出すること。

(2) 業務完了後

- ・委託業務完了届 1 部
- ・次の内容を含めた調査報告書（A4紙製本）※ 1 部
 - 採水業務状況写真
 - 濃度計量証明書（原紙）
 - その他関係書類
 - 電子媒体（CD-R）

※調査報告書は、収納ケースに整理後、表紙、背表紙ともタイトルをつけ納品すること。なお、成果品に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記すること。

8 安全管理

雨水吐口での調査においては、以下のとおり十分な安全管理を行うこと。

- ・交通量の多い採水地点では、必要に応じて周囲を監視する人員を配置する等、調査員及び周囲の人の安全確保を行うこと。
- ・急激な天候の変化による河川水位の増加もありうるので、事故防止のため、降雨についての情報収集、調査員の安全確保、その他伝達方法等の対策をとること。
- ・採水時の足場の確保やライフジャケットの着用を行い、昇降時の安全帯使用等、落下事故防止対策も行うこと。
- ・現場責任者は、現場において採水業務を統括し、問題が発生した場合、直ちに委託者へ報告を行い対応すること。

9 貸与品に関する事項

- ・貸与品は以下のとおりである。
 - 流量計（日科機バイオス株式会社製 2150断面流速流量モジュール）：2台
 - データ処理用パソコン：1台
- ・貸与品が故障又は破損をした場合は、受託者は速やかに委託者に報告すること。なお、貸与品の故障等の原因が、明らかに受託者の瑕疵によるものである場合は、受託者が速やかに代替品を準備し、その後の業務を実施すること。
- ・受託者は、貸与品への万一の落雷、盗難等に備え動産総合保険に加入し、その費用は委託料に含むものとする。電池等の消耗品に係る費用についても同様とする。

10 関係官公庁等の協議

受託者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき、又は協議を受けたときは、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく委託者に報告しなければならない。

11 その他特記事項

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合については、委託者と受託者が協議を行い決定するものとする。